

経済水道委員会

説明資料

名勝名古屋城二之丸庭園整備計画(案)について

令和2年12月7日

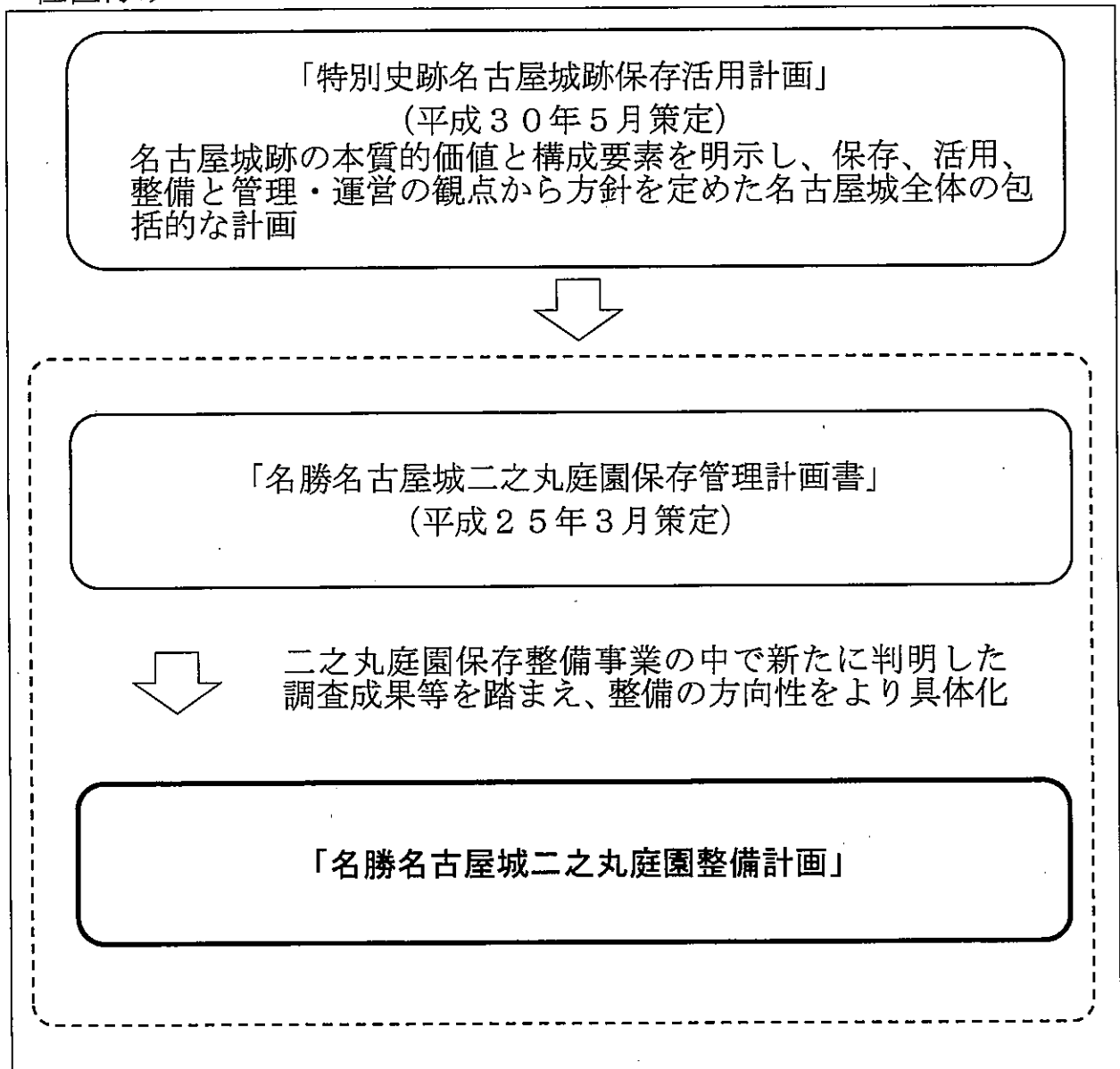
観光文化交流局

	頁
1 計画策定の趣旨	1
2 位置付け	1
3 対象範囲	2
4 基本理念と方針	3
5 整備の考え方	3
6 整備の進め方	4
7 想定整備期間	4
(添付資料)	
1 御城御庭絵図	
2 整備手法平面図	
3 整備工程平面図	

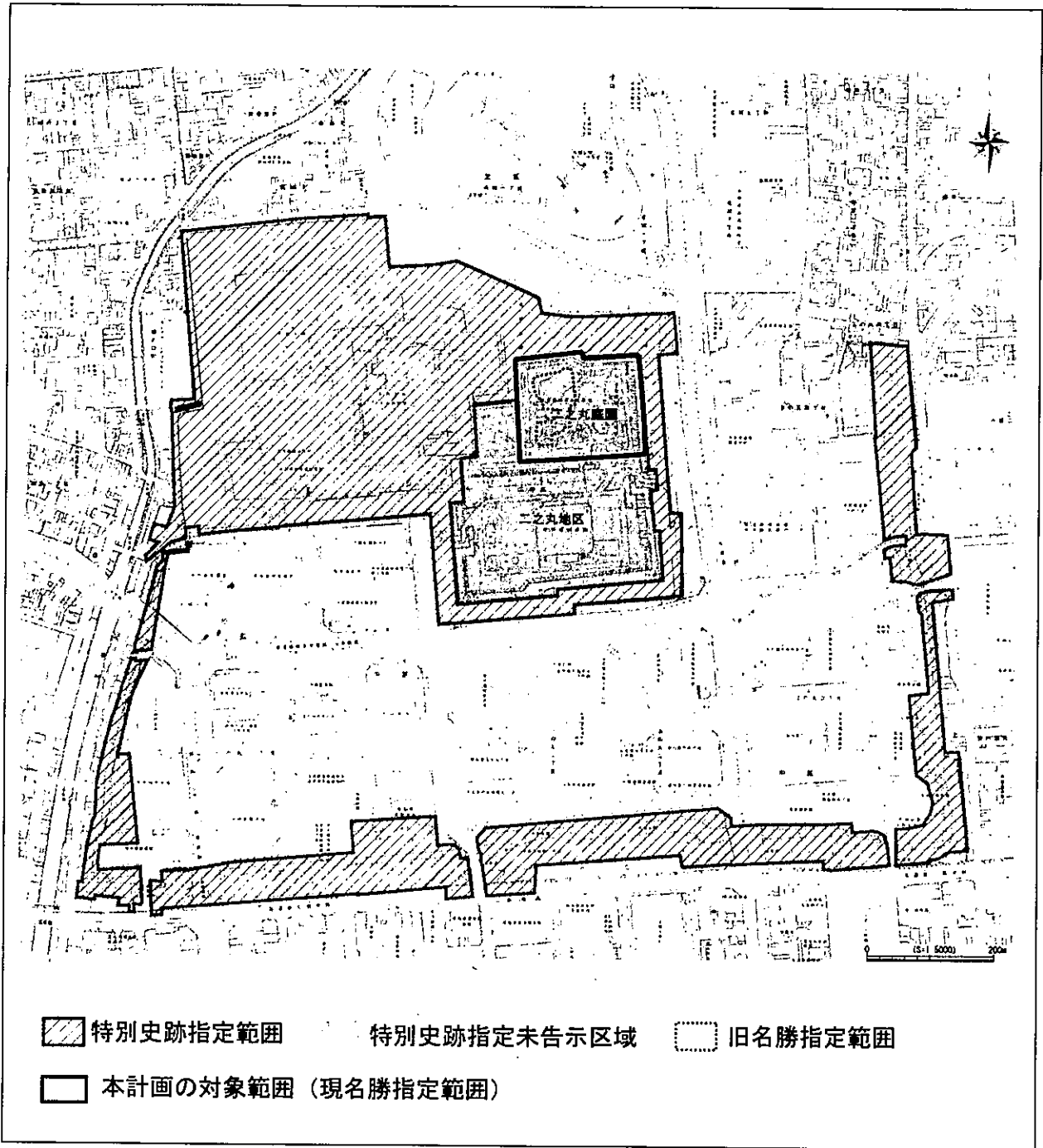
1 計画策定の趣旨

- ・二之丸庭園は、昭和28年に名勝指定を受け、平成25年に「名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書（以下、現計画）」を策定し、保存整備を進めてきた
- ・平成30年2月に名勝区域が追加指定されたことを受け、庭園全体の一体的かつ計画的な整備を目的とした新たな整備計画を策定するもの

2 位置付け



3 対象範囲



4 基本理念と方針

(1) 基本理念

文化・文政期の大名庭園と明治期に作庭された前庭などから成る優れた風致景観を調和させつつ、大規模な回遊式庭園として現代に再生し、尾張の庭園文化を体現する

(2) 基本方針

方針	主な内容
地上に遺存する庭園空間の修復	北御庭及び近代前庭（二之丸御殿北西跡）を中心として地上に遺存する庭園を修復し、遺構の保存と空間性の回復を図る
地下に遺存する遺構の保存と潜在化している庭園空間の復元	発掘調査により地下に遺存する遺構の状態と内容を確認し、保存を図るとともに、潜在化している庭園空間を地上に復元する
作庭時期の異なる庭園空間の調和	近世から近代への重層的な変遷を経て成立した尾張の庭園文化の象徴であるため、作庭時代に固執せず一体的な回遊式庭園とする
庭園文化を体現した活用の展開	往時の庭園文化を含めた二之丸庭園の魅力を広く伝えるとともに、尾張の庭園文化への理解を促すため、観賞にとどまらない活用を展開する

5 整備の考え方

整備手法	主な対象
現存範囲の修復整備	北御庭、近代前庭（二之丸御殿北西跡）など
遺構の露出展示（部分復元を含む）	北園池（きたえんち）東護岸、南池など
覆土により遺構保護のうえ復元整備	東御庭、中御庭、外縁西、外縁東、二之丸御殿跡など
復元整備	北御庭のうち権現山（ごんげんやま）東斜面、栄螺山（さざえやま）西斜面など

6 整備の進め方

区 分	主な内容
1 期工事	<ul style="list-style-type: none"> ・現計画を踏襲し、余芳（よほう）を移築再建の上、周辺を復元整備 ・北園池の護岸及び池底等を修復するとともに、水面を復元
2 期工事	<ul style="list-style-type: none"> ・庭園北東部の東御庭から中御庭までを連続性のある空間として復元整備 ・風信（ふうしん）の移築再建の上、周辺を復元整備
3 期工事	<ul style="list-style-type: none"> ・南御庭を復元整備 ・南池の遺構を露出展示するほか、水面を復元
4 期工事	<ul style="list-style-type: none"> ・多春園（たしゅんえん）及び周辺の築山群（つきやまぐん）を修復整備 ・権現山、栄螺山及び土塀を含む外縁西を復元整備
5 期工事	<ul style="list-style-type: none"> ・外縁東を復元整備 ・近代前庭の保存修復を必要に応じて行うとともに、活用施設を充実
6 期工事	<ul style="list-style-type: none"> ・二之丸地区の整備検討状況を見据え、庭園への動線を確保した上、二之丸御殿跡の遺構表示等を実施

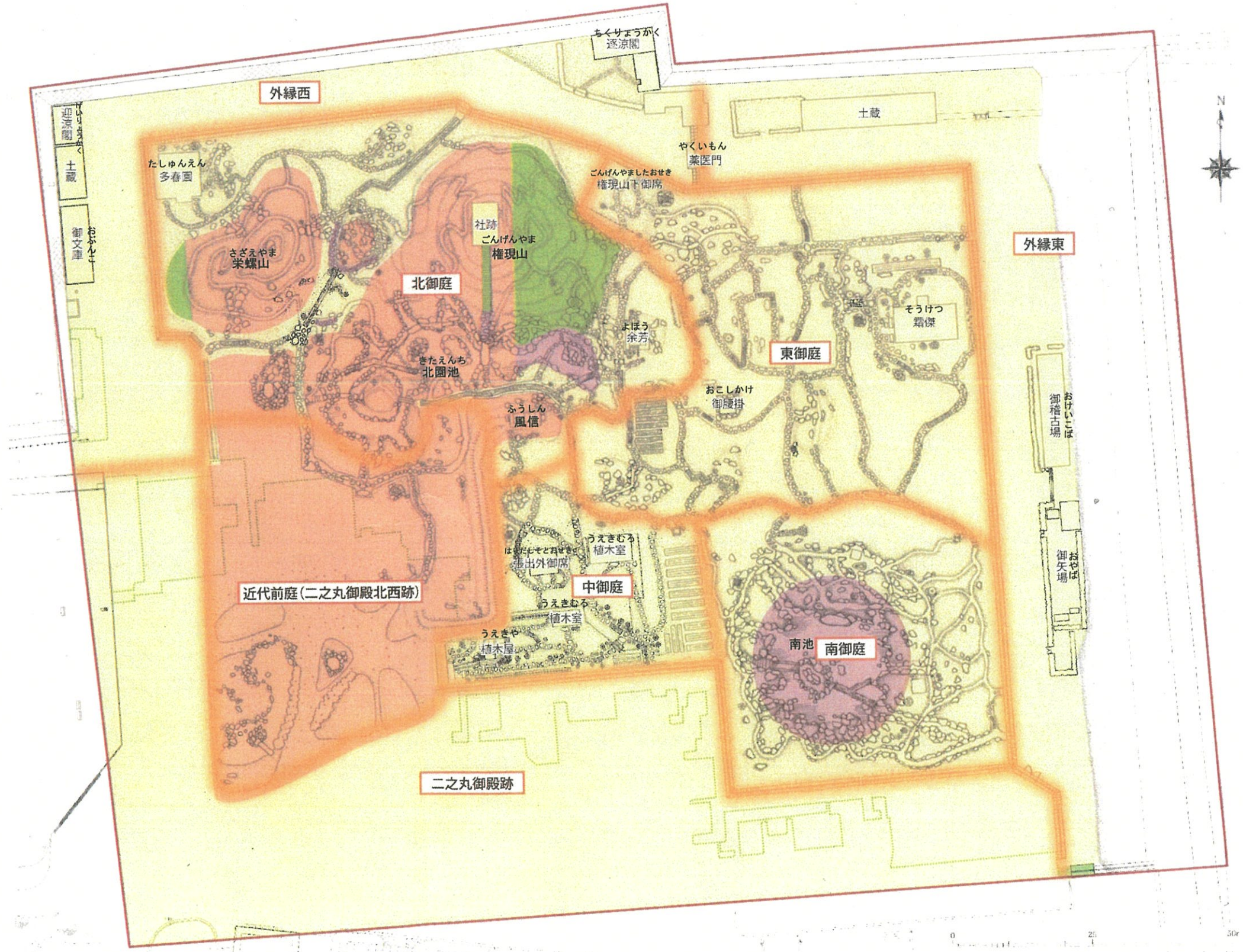
7 想定整備期間

- ・1期あたり3～5年ごとの整備期間とし、有識者会議等の助言を得ながら着実な整備を進め、整備完了区間を段階的に公開する
- ・各期の整備完了に伴い、おおむね5年ごとに整備計画の見直しを行う

おしろおにわえす
御城御庭絵図



整備手法平面図



- 【凡例】
- 現存範囲の修復整備
 - 遺構の露出展示 (部分復元を含む)
 - 覆土により遺構保護のうえ復元整備
 - 復元整備
 - 二之丸御殿想定位置
 - 地割区分
 - 名勝指定範囲

整備工程平面図

